

令和2年10月22日
神奈川県立上溝高等学校
山口 正樹

中学校から高等学校段階へ進む際の生徒情報の共有に係る課題について

- 義務教育段階までに、丁寧に作成されてきた「個別の教育支援計画」が、多くの全日制普通科高校や定時制高校、通信制高校に十分に引き継がれていないのが現状である。その理由に、保護者から引継ぎの同意が得られなかったり、中学校側が受験に際して情報提供を躊躇したり、高校側では一般に「個別の教育支援計画」の作成・活用の意識が低く、引き継ぎに対して受け身の場合が多いことなどが挙げられる。
- 高校入学前のオリエンテーション等で、その生徒に課題が見受けられた場合に、中学校へ連絡し、高校の教員が中学校の教員と面接することで、初めて詳しい話が聞ける事例が多い。担当された中学校の教員の異動により話が聞けないこともある。
- 高校入学後に、板書の内容がノートに書けない、授業中にプリントを作成できない、提出物等を出すことができない、担任がHRで全生徒に一斉に伝達した内容をうまく理解することができない、周囲の生徒たちと頻繁に生徒指導上のトラブルを起こす等のことがあって、初めて中学校へ連絡し、高校の教員が中学校の教員と面接することとなる。その気づきが遅れると、その生徒が不登校傾向になってしまっていることもある。
- 高校入学前段階で、適切な引き継ぎがなく、高校側での発見が遅れると、問題行動がしばしば現れるだけでなく、二次的な障害につながる恐れもある。
- 特に、高校段階で、学校側の理解がないと、生徒本人の努力の足りなさや意欲のなさで見られて、成績不振から単位が取れず、進路変更につながるケースが多い。保護者も発達障害に関して、適正検査等したことも高校側に隠していて、問題行動が発生したときに初めて知らされることも多い。
- よって、義務教育と高校間で確実に引き継ぎがなされるよう、国は「個別の教育支援計画」を活用した引き継ぎを制度として位置付けるとともに、地方自治体に対し、引き継ぎの時期や、時期に応じた情報提供すべき事項について整理し、促してほしい。
- その際、合理的配慮など、引き継ぐべき事項が共通化されていると、切れ目ない支援の充実に資するものとする。加えて、統合型校務支援システムを活用した情報の共有化を可能にするなど、今後の校務のICT化などに配

慮した対応を行っていくべきである。

- 高校側は、発達障害のある生徒はどこにも在籍していて、支援が必要になっていることを常に意識し、中学校側から引き継いだ情報をもとに「個別の教育支援計画」の作成・活用に努め、自校だけで解決が難しいときには、外部機関との連携、専門家の助言が受けやすい仕組みをつくる必要があると思われる。